

I. 原則として論文が業績として認められる学術刊行物

(1) 医学中央雑誌、または MEDLINE に掲載されていること

(2) 著書またはガイドライン（内容がしっかりとし、著者一覧に氏名が掲載されていること。ただし、一冊あたり複数の項目を担当している場合でも、1 項目分しか認めない。編集または監修の場合は、関与度が高ければ認める。）

付 1：上記学術刊行物であれば原著論文、症例報告、研究速報、総説^{注1}はいずれも可とする。

付 2：医療安全、感染対策、医療・研究倫理に関する研究論文についても、外科学に関する内容であれば、掲載量や体裁を基に多角的に判断する。

付 3：動画付きの業績については、電子媒体等で内容が確認できる資料の提出を求めた上で多角的に判断する。

II. 原則として論文が業績として認められない学術刊行物、その他

(1) 学会抄録集^{注2}

(2) 班研究報告

(3) Letter to the editor

(4) 病院や施設設備等の紹介

(5) イメージにおけるプレゼンテーション

(6) 看護師や薬剤師のための雑誌（ただし、応用的な外科学に関する内容であれば、掲載量や体裁を基に多角的に判断する

注 1……総説の内容が“今日の話題”のような簡略なものや症例提示のみの論文、批評などは不可。

注 2……論文形式であれば可。ただし、企業が主催する研究会の抄録は不可。